

2025.2.15

・面会……月曜～金曜は、午前9時より午後7時まで(入室は午後6時30分まで)
土曜・日曜・祝祭日は、午前9時より午後5時まで

電話連絡があれば、時間外の面会も許可いたします。

- ・外出・外泊……食事を止めることや薬の用意がありますので、原則として3日前までに電話連絡の上、当日サービスステーションにて所定の用紙に記入してください。尚、外泊期間中に状態が変わり、やむを得ず病院を受診する場合は、必ずご連絡ください。
- ・設備・備品……故意に破損された場合、修理代をいただきます。
- ・金銭・貴重品の管理……事務所に申し出てください。

5. 苦情処理の体制

利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情について、担当者に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する『ご意見箱』に投稿して申し出ることができます。

(1) ゴーエン美浦での苦情・相談窓口

担当者…事務長・支援相談員

受付時間 … 8時35分～17時

相談方法 … 電話番号029-885-5522

または事務所窓口で受け付けます。

(2) その他の苦情・相談窓口

① 茨城県国民健康保険団体連合会介護保険課 介護保険苦情相談室

受付時間 … 平日(月曜日から金曜日)の8:30～17:00

※但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日・3日並びに12月29日から3日間は除く。

送付先 … 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-26

茨城県国民健康団体連合会 介護保険課

TEL … 029-301-1565

FAX … 029-301-1579

② 各市町村の窓口

・美浦村役場 福祉介護課

受付時間 … 平日(月曜日から金曜日)

送付先 … 〒300-0595 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515

TEL … 029-885-0340

FAX … 029-885-5933

・稲敷市役所 高齢福祉課

受付時間 … 平日(月曜日から金曜日)

送付先 … 〒300-0492 茨城県稲敷市犬塚1570-1

TEL … 029-892-2000

・阿見町役場 保健福祉部 高齢福祉課

受付時間 … 平日(月曜日から金曜日)

送付先 … 〒300-0392 茨城県稲敷阿見町中央1-1-1

TEL … 029-888-1111

FAX … 029-887-9560

・その他各市町村介護保険担当各市町村の役場・市役所

6. 非常災害対策

防災設備……スプリンクラー、消火器、消火栓 防災訓練……年2回

7. 禁止事項

- ① 宗教の勧誘、特定の政治活動、営利行為を禁止します。
- ② 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え、従業員の就業環境が害される行為。
- ③ 施設内での飲酒・喫煙行為。
- ④ 火気の取り扱い行為。
- ⑤ 他利用者への迷惑行為。
- ⑥ その他、運営規程第12条に違反する行為。

* 施設側からの注意に応じず、禁止行為の継続が見られる場合、契約の解除等の措置を講じる場合がございます。

8. 利用料金

(1) ①基本料金(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は1日あたりの自己負担分です。また、【】内は介護保険負担割合が2割、3割の方の料金になります。)

【多床室】

- ・要支援1…………… 613円【1226円】【1839円】
- ・要支援2…………… 774円【1548円】【2322円】

【個室】

- ・要支援1……………579円【1158円】【1737円】
- ・要支援2……………726円【1452円】【2178円】

* 緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金が加算されます。

②食費(1日当たり)

朝食 450円 昼食 670円 夕食 660円 おやつ 120円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

◆利用者が選定する特別な食事 実費

* 療養食加算 8円(1日あたり) (医師の指示があった利用者について)

③居住費(療養室の利用費)(1日当たり)

- ・個室 1,730円 特別な室料 360円
- ・多床室 440円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

(2)加算料金

①送迎料 片道…… 184円

(ただし、地域によってはガソリン代を別途にいただきます。)

②個別リハビリテーション実施加算 1日につき 240円【480円】【720円】

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、1日20分以上の個別リハビリテーションを行った

場合

③サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1日 6円【12円】【18円】

④認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日 200円【400円】【600円】

認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると医師が判断した者において、入所日から7日間を上限とし算定

⑤若年性認知症利用者受入加算 1日 120円【240円】【360円】

若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合

⑥緊急時治療管理加算 1日につき 518円【1036円】【1554円】(連続する3日を限度)

入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となった入所者に対し、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行なわれた場合

⑦介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)……………介護保険一部負担金に7.1%相当の加算

⑧業務継続計画未実施減算……………所定単位数の3.0%を減算

以下の基準に適合していない場合減算となる。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定する事。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

⑨高齢者虐待防止措置未実施減算……………所定単位数の1.0%を減算

虐待の発生またはその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合減算となる。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図ること
- ・虐待の防止のための指針を整備すること
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

⑩身体拘束廃止未実施減算……………所定単位数の1.0%を減算

やむを得ず身体的拘束等を行いその理由等を記録していない場合、及び以下の措置を講じていない場合減算となる。

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(3)その他の料金

①日用品費 1日当たり 206円

石鹸・シャンプー・食事用エプロン・タオル・トイレトペーパー・おしぼり・口腔ケア用スポンジ・歯磨き粉等

②教養娯楽費 1日当たり 206円

行事・レクリエーション(随時)・クラブ(お茶会・書道・美術・カラオケ・遊びり・喫茶)等に係る費

尚、連絡相談なく、利用料金を2ヶ月以上滞納した場合、次回利用できないこともあります。